

第2 行政評価・監視結果

1 下請取引の適正化をめぐる状況

(1) 法制度と国の取組状況

親事業者と下請事業者との間の取引において、親事業者がその優位な立場を用いて下請事業者に対して、所定の期日までに下請代金を支払わない、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに代金を減額するなどの行為を行う場合がある。

こうした親事業者と下請事業者との間の不公正な取引を防ぎ、立場の弱い下請事業者の利益保護を図るため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の禁止行為である不公正な取引方法のうちの優越的地位の濫用について、簡易な手続で迅速かつ効果的に下請事業者を保護することを目的とする補完法として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）が制定されている。

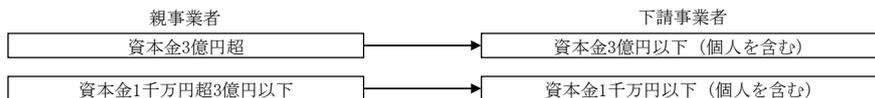
下請法は、建設業を営む者が請け負う建設工事の再委託等を除く幅広い分野について、図表1-①のとおり、対象となる下請取引の範囲、書面交付義務など親事業者が遵守すべき義務、下請代金の支払遅延の禁止など下請事業者に対して行ってはならない行為を定め、その実効を上げるため、関係行政機関による報告徴収及び検査の権限（下請法第9条）や勧告の権限（下請法第7条）などを規定している。

図表1-① 下請法の概要

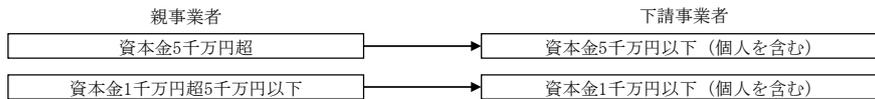
(1) 目的（第1条） 下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

(2) 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

① 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物の作成・役務提供委託^(注)

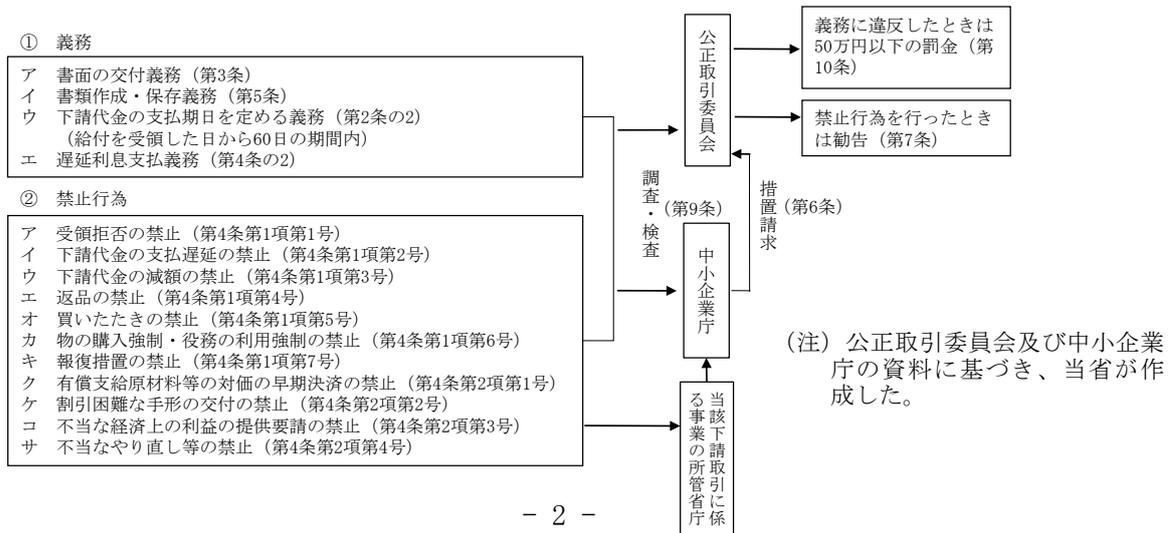


② 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く^(注)）



(注) 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

(3) 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止行為（第4条第1項、第2項）並びに調査権（第9条）及び勧告（第7条）



建設業を営む者が請け負う建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）において、親事業者との取引を行う下請事業者の保護を図っている。同法は、以下のような建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が遵守すべき義務や親事業者が下請事業者に対して行ってはならない行為を定め、その実効を上げるため、関係行政庁による報告徴収及び検査の権限（建設業法第31条）、指導、助言及び勧告の権限（建設業法第41条）、監督処分（指示及び営業停止）の権限（建設業法第28条）などを規定している。

- ・ 書面による契約締結の義務（建設業法第19条第1項）
- ・ 工事着工前の契約締結の義務（建設業法第19条第1項）
- ・ 書面による変更契約締結の義務（建設業法第19条第2項）
- ・ 指値発注の禁止（建設業法第19条の3）
- ・ 下請代金の支払遅延の禁止（建設業法第24条の3及び第24条の5）
- ・ 割引困難手形の交付の禁止（建設業法第24条の5第3項） など

なお、下請法と建設業法では、報復措置の禁止の規定の有無^(注1)、義務違反行為に対する罰則の有無^(注2)などの違いがある。

(注1) 下請事業者が親事業者の不正な行為を関係行政機関に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすることをいい、下請法には規定があるが、建設業法には該当規定がない。

(注2) 下請法は、書面を交付しないなどの義務違反行為に対して、50万円以下の罰金を課す旨の規定があるが、建設業法には、書面による契約締結などの義務違反行為に対する罰則は設けられていない。

国は、下請法の運用に関する通達として、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）を、また、建設業法の解釈運用に関するガイドラインとして、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月国土交通省総合政策局建設業課）を示すとともに、以下の取組を実施している。

① 法制度の周知啓発

下請取引を行う事業者に対し、公正取引委員会及び中小企業庁は下請法について、国土交通省は建設業法について、知識の習得・理解に資するパンフレットの配布、講習会等を全国で開催している。

② 相談窓口の設置

公正取引委員会は本局並びに各地の地方事務所・支所及び内閣府沖縄総合事務局総務部（以下「地方事務所・支所」という。）に、中小企業庁は本庁並びに経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部（以下「経済産業局」という。）に相談・申告窓口を置くほか、中小企業庁は、下請等中小企業の身近な相談窓口として、「下請かけこみ寺」を全国48か所に設置^(注)している。

(注) 中小企業庁の委託事業により、公益財団法人全国中小企業取引振興協会及び各都道府県に設置さ

れた中小企業振興機関が運営している。

また、国土交通省も、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下「地方整備局」という。）に「駆け込みホットライン」を整備し、相談や通報事案に対応している。

③ 書面調査による違反実態の把握

公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者による下請法違反の行為を把握するため、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象として、毎年度、書面調査を実施している。

また、国土交通省においても、親事業者による建設業法の違反行為を把握するため、親事業者及び下請事業者を対象として、毎年度、書面調査を実施している。

④ 親事業者への立入検査、指導及び勧告

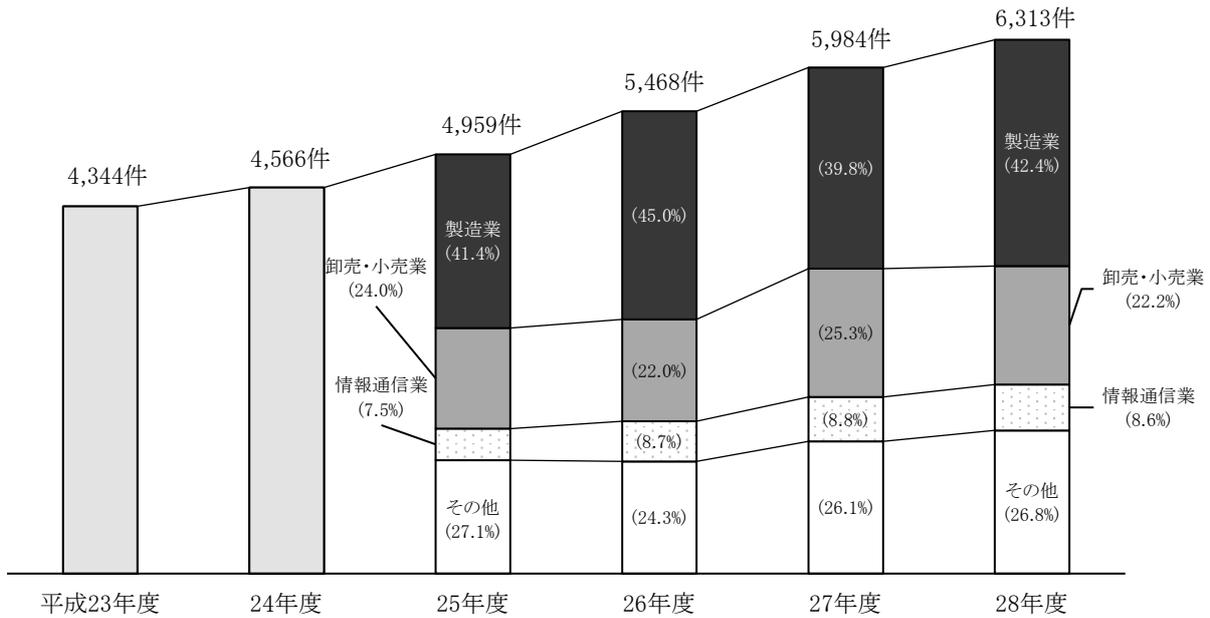
公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、書面調査や申告・通報を端緒として、下請法や建設業法違反が疑われる場合、必要な立入検査を行い、指導や勧告などを実施している。

また、国は、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現するため、下請取引の適正化を含めた下請等中小企業の取引条件の改善の一環として、平成 27 年度から「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」や「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」に違反行為事例を追加する等内容の充実（それぞれ平成 28 年 12 月、29 年 3 月に改正）、業界団体による取引慣行や取引条件の自主的な見直しの促進（30 団体が自主行動計画を策定）とその取組状況のフォローアップなどを行っている。また、中小企業庁では、平成 29 年 1 月から、取引調査員（以下「下請Gメン」という。）による下請取引の実態把握を開始している。

(2) 下請取引の現状

下請取引の現状をみると、公正取引委員会が行った下請法違反に対する措置件数（指導又は勧告）は、図表 1-②のとおり、平成 23 年度 4,344 件から 28 年度 6,313 件に増加している。業種別では、一貫して製造業の占める割合が最も高く、平成 28 年度は 42.4%と 4 割強を占めている。

図表 1-② 公正取引委員会による下請法違反に対する措置件数の推移



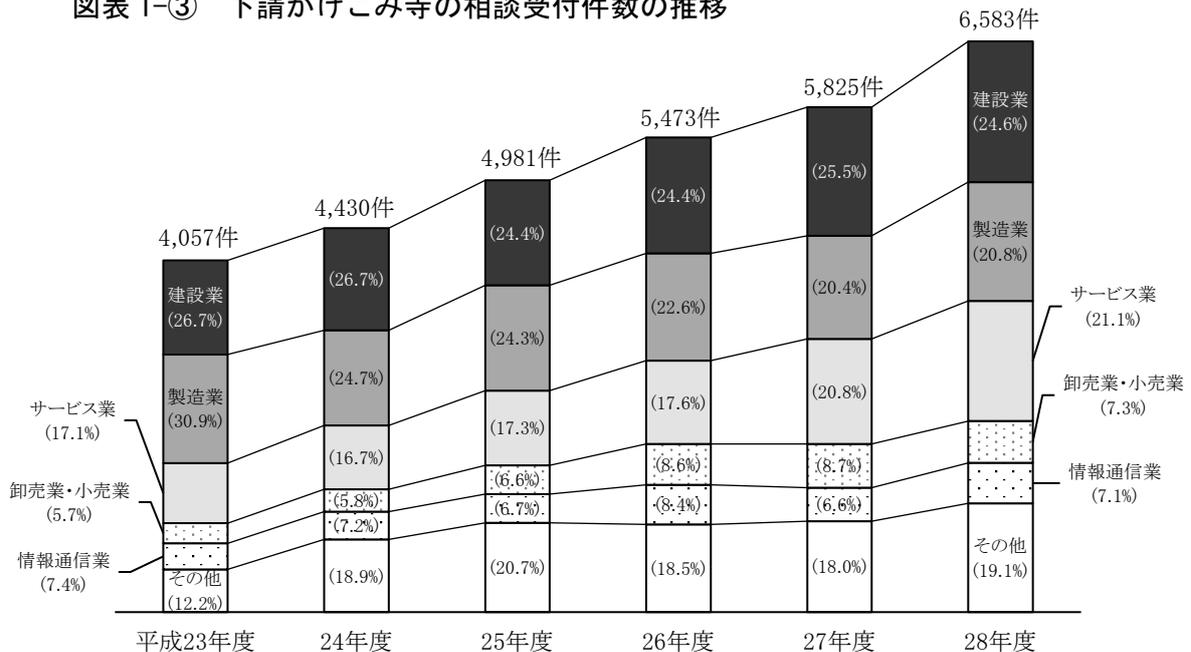
(注 1) 公正取引委員会の資料に基づき、当省が作成した。

(注 2) 「その他」は、運輸業、郵便業、不動産業、物品賃貸業、サービス業などである。

(注 3) 平成 23 年度及び 24 年度の業種別の内訳については、25 年度以降の分類と異なっているため記載していない。

また、下請かけこみ寺が受け付けた下請取引に関する相談件数は、図表 1-③のとおり、平成 23 年度 4,057 件から 28 年度 6,583 件に増加しており、業種別では、一貫して建設業、製造業及びサービス業の占める割合が高くなっている。駆け込みホットラインへの通報も、図表 1-④のとおり、1,700 件前後を維持した状態となっている。

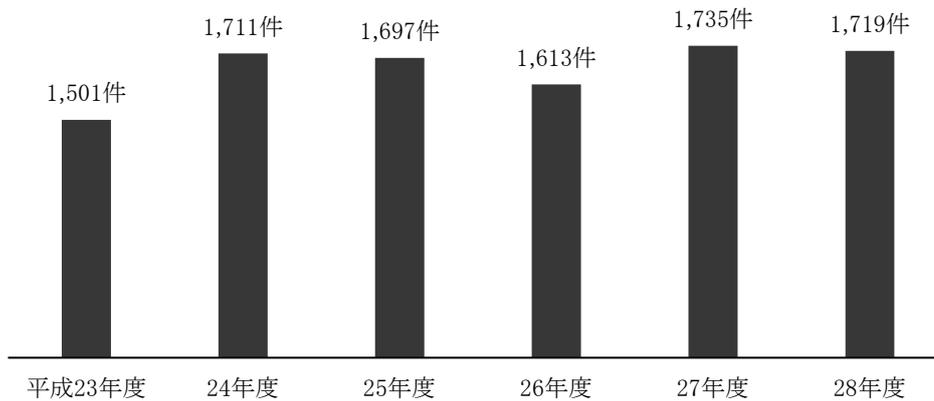
図表 1-③ 下請かけこみ寺の相談受付件数の推移



(注 1) 中小企業庁の資料に基づき、当省が作成した。

(注 2) 構成比は、四捨五入により表記しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-④ 駆け込みホットラインへの通報件数の推移



(注1) 国土交通省の資料に基づき、本省が作成した。

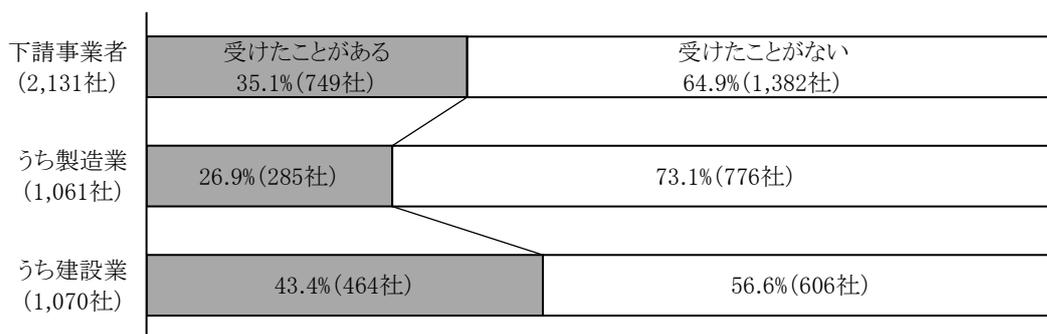
(注2) 下請取引関係の件数区分はなく、建設業法全般の通報件数である。

本省が下請事業者に対して行った意識調査^(注1)の結果（以下「意識調査の結果」という。）では、図表 1-⑤のとおり、下請事業者の3割超（製造業26.9%、建設業43.4%）が、親事業者から禁止行為（下請法又は建設業法に基づき、親事業者が遵守しなければならない義務に違反する行為や、親事業者が下請事業者に対して行うことが禁止されている行為。以下同じ。）に該当し得る行為^(注2)を受けたことがあると回答している。

(注1) 意識調査の調査対象、調査時期及び回収結果については、前掲項目第1の2(2)参照。

(注2) 本省が、調査対象の下請事業者に対し、下請法又は建設業法上の禁止行為を示した上で、これらの禁止行為を親事業者から受けたことがあるとの回答を得たもの。公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省による事実認定を受けたものではない。（以下「禁止行為に該当し得る行為」について同じ。）

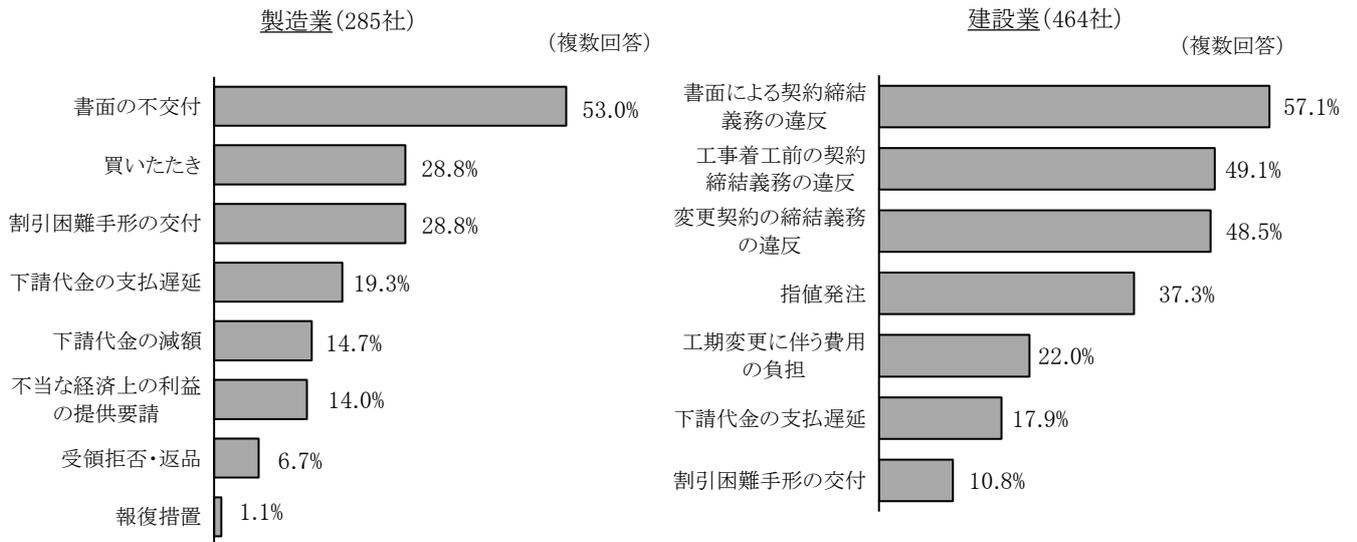
図表 1-⑤ 禁止行為に該当し得る行為を受けた下請事業者の割合



(注) 意識調査の結果による。

なお、下請事業者が受けた行為の類型としては、図表 1-⑥のとおり、製造業者では、「書面の不交付」が最も多く53.0%、次いで、「買ったたき」と「割引困難手形の交付」がそれぞれ28.8%となっている。また、建設業者では、「書面による契約締結義務の違反」が最も多く57.1%、次いで、「工事着工前の契約締結義務の違反」が49.1%、「変更契約の締結義務の違反」が48.5%などとなっている。

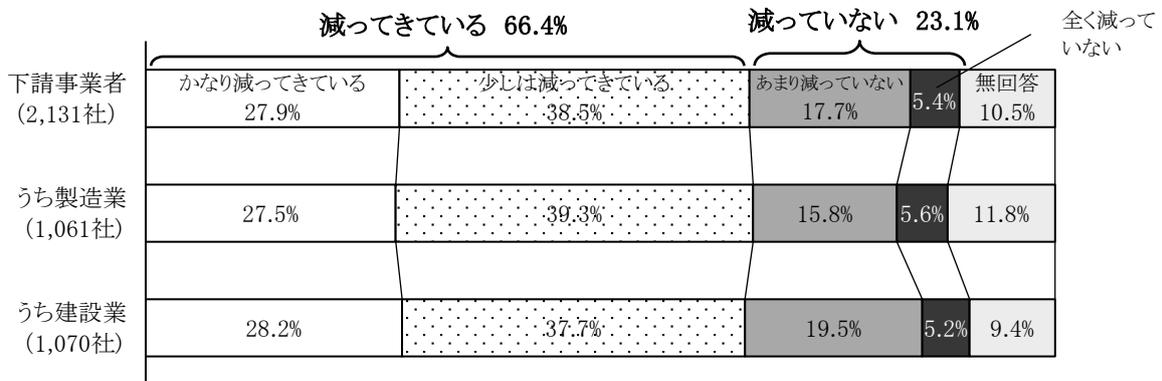
図表 1-⑥ 下請事業者が受けた行為の種類



(注) 意識調査の結果による。

また、意識調査の結果では、「下請いじめは減ってきていると感じますか」との問いに対し、図表 1-⑦のとおり、下請事業者の約 7 割が「減ってきている」とする一方で、2 割強の下請事業者は「減っていない」と回答しており、依然として「下請いじめ」がなくなっていない状況となっている。

図表 1-⑦ 下請いじめに関する下請事業者の意識



(注) 意識調査の結果による。